

4北監第32号

令和4年8月2日

北名古屋市長 太田考則様

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 まみや文枝

令和3年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和３年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和３年度北名古屋市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和４年７月２７日から令和４年８月１日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された令和３年度北名古屋市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和３年度	令和２年度	早期健全化基準	備 考
1 実質赤字比率	—	—	12.54%	
2 連結実質赤字比率	—	—	17.54%	
3 実質公債費比率	5.8%	5.5%	25.0%	
4 将来負担比率	17.6%	28.9%	350.0%	

- * 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「—」で表示する。
- * 早期健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和３年度の実質赤字比率は、黒字決算であるため算出されず良好である。

イ 連結実質赤字比率について

令和３年度の連結実質赤字比率は、黒字決算であるため算出されず良好である。

ウ 実質公債費比率について

令和３年度の実質公債費比率は５．８％で、前年度に比べ０．３ポイント上昇しているが、早期健全化基準の２５．０％を下回り良好である。

エ 将来負担比率について

令和３年度の将来負担比率は１７．６％で、前年度に比べ１１．３ポイント減少し、早期健全化基準の３５０．０％を下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和３年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和３年度北名古屋市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和４年７月２７日から令和４年８月１日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された令和３年度北名古屋市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

公営企業会計 の 名 称	令和３年度 資金不足比 率	令和２年度 資金不足比 率	経営健全化基 準	備 考
北名古屋沖村西部 土地区画整理事業 特 別 会 計	—	—	20.0%	地方公営企業法 法非適用企業会計
下水道事業会計	—	—	20.0%	地方公営企業法 一部適用企業会計

- * 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。
- * 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和３年度の資金不足比率は、歳入額が歳出額を上回っており、資金不足はなく良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。